

**平成十九年厚生労働省令第百二十九号**

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（平成十九年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

# 第一章 医療費適正化計画等（第一条—第五条） の十二

第二章 後期高齡者医療制度

## 第二節 被保險者（第八條—第二十八條）

### 第三節 律其高齒者因病給付 第一款 通則（第二十九條）

**第二款** 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一 目療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険

## 外併用療養費及び療養費の支給 (第三二六) (第四一七)

### 第三目 特別療養費の支給（第五十四条）

## 第四目 一 第五十七条（第五十八条—第六十九条）

第三 款高額療養費及び高額介護合算療養  
六十條)

## 費の支給（第六十一条—第七十一 条）

## 第四款 後期高齢者医療給付の制限（第七

## 第五款 雜則（第七十六条—第八十二条の

第四節 保險料等 (第八十三條—第一百十二

## 第五節 高齢者保健事業（第一百二十二条の二）

第六節 第百十二条の四)

第二百一十九章

第十節 徒其高齒者因病詰病幸醉物別審登委員會（第一百四條）

### 第三章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務（第一百五十五条）

附則 第四章 雜則（第一百六條—第一百一十二條）

**第一章 医療費適正化計画等**

**第一条 全国医療費適正化計画**（高齢者の医療に要する費用の見込みの算定方法）

（全国医療費適正化計画の医療に要する費用の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、全ての都道府県医療費適正化計画（法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みの総額を基礎として算定するものとする。

（都道府県医療費適正化計画の医療に要する費用の見込みの算定方法）

**第二条 都道府県医療費適正化計画の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、医療費適正化基本方針（法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針をいう。）に従つて算定するものとする。**

（法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項）

**第三条 法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。**

一 医療に要する費用並びに診療の件数及び  
数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に  
関する情報

二 法第十八条第一項に規定する特定健康診査  
及び同項に規定する特定保健指導の実施状況  
に関する情報

三 医療の提供に関する地域別、病床の種類別  
及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別  
及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の  
状況に関する情報

四 その他必要な事項

（都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表等）

**第四条 都道府県は、法第十一条第一項の規定に基づく都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表並びに同条第二項の規定に基づく都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査結果及び分析の結果の公表を行うに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。**

（都道府県は、法第十一条第三項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査結果及び分析の結果の公表を行うに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。）

(全国医療費適正化計画の進捗状況の公表等)の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況の公表並びに同条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果の公表について準用する。

(都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価)

**第三条** 都道府県は、法第十二条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画の目標の達成状況並びに当該計画の施策の実施状況及び当該施策により当該計画の実施状況及び当該施策に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 都道府県は、法第十二条第二項の規定に基づき、都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果を、当該計画の終了する年度の翌年度の十二月末日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

3 第一条の四第一項の規定は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県が行う都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(全国医療費適正化計画の実績に関する評価)

**第四条** 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行なうに当たっては、当該計画に掲げる目標の達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行なうに当たっては、当該計画の達成状況及び当該計画に掲げる施策の実施状況に係る分析を行うものとする。

3 第一条の四第一項の規定は、法第十二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画及び各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

二 法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報

三 健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査及び同条第五号に規定する保健指導（いずれも生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百十一条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十八条第四項、私立学校教職員共済法（昭和二十一年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）第二十六条第五項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第四項又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百十二条第五項に規定する事業者等から提供を受けた健康診断に関する記録の写しに関する情報

五 死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報

六 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報

二 地域別の訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が当該指定に係る訪問看護事業（同項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）数の推移の状況に関する情報

三 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する

後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)。第百十二条の二法第十六条第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 1 防衛大臣
- 2 健康保険法第百五十条第三項、船員保険法第一百一条第三項、国民健康保険法第八十二条第三項、私学共済法第二十六条第四項、國家公務員共済組合法第九十八条第三項又は地方公務員等共済組合法第一百十二条第四項に規定する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しを求められた事業者等
- 3 第三项の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び前項各号に掲げる者が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第五号に掲げる情報を除く。)を提供する場合について準用する。
- 4 法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣から求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第五号に掲げる情報に限る。)を提供する場合においては、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。)は、これを都道府県の設置する保健所(地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該の

又は特別区の設置する保健所)に提供し、当該保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。  
 二 前項の規定に基づき情報の提供を受けた都道府県は、これを審査し、厚生労働大臣に提供するものとする。  
 三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる都道府県知事に対する医療保険等関連情報の提供(都道府県知事に対する医療保険等関連情報の提供)

四 前各号に掲げる措置のほか、医療保険等関連情報に含まれる記述等と当該医療保険等関連情報に基づく施策の実施又は都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、法第九条第九項又は第十五条第一項に規定する協力を求められた場合であつて、医療保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該医療保険等関連情報に含まれる記述等と提供することができる。(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者)

五 前各号に掲げる措置のほか、医療保険等関連情報に含まれる記述等と当該医療保険等関連情報等を含む医療保険等関連情報データベース(医療保険等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の医療保険等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう)を構成する等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該医療保険等関連情報を都道府県知事に提供することができる。(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者)

六 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七 当該匿名医療保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名医療保険等関連情報を特定するために必要な事項

八 当該匿名医療保険等関連情報の利用場所(日本国内に限る)並びに保管場所(日本国内に限る)及び管理方法

九 当該匿名医療保険等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

十 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が第五条の九第二号イ(1)から(3)ままでに掲げる者に該当しない旨

十一 当該匿名医療保険等関連情報を提出して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をし、厚生労働大臣が当該匿名医療保険等関連情報に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するためには必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

二 提供申出者が公的機関である場合(1) 提供申出者が公的機関である場合、当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

(2) 提供申出者が大学その他の研究機関で、ある場合、当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾

三 医療保険等関連情報と当該医療保険等関連情報に措置を講じて得られる情報をと連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)の全部を削除すること(当該符号を復元することのできる

二 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第十五項に規定する法人番号をいう。)

二 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第十五項に規定する法人番号をいう。)

(3) 病の予防、診断及び治療の方針に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に關する研究に資する目的である旨

提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が第五条の七第一項に規定する業務に資する目的である旨

当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ 当該匿名医療保険等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名医療保険等関連情報を利用して作成する成果物の内容

二 当該業務の成果物を公表する方法

本 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ 第五条の九に規定する措置として講ずる内容

ト 当該匿名医療保険等関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、國家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なもの

3  
二 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書類  
　　提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができるのである状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

<p>介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第一百八十二条の三第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」といいう。）</p> <p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百五十五条の四第一項に規定する提供の申出</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第一百八十二条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」といいう。）</p> <p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十七条の七十二条の九第一項に規定する提供の申出</p>

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対し、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名医療保険等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名医療保険等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書類に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。（法第十六条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として國立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行ふ個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、前条第三項の表の上欄に規定する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第

五	三	四	五
前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報及び第五条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務のいずれかに該当する者がある者は暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者	六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	暴力団員等	暴力団員
匿名医療保険等関連情報	匿名医療保険等関連情報	匿名医療保険等関連情報	匿名医療保険等関連情報
匿名診療等関連	匿名介護保険等	匿名加工医療情報	匿名加工医療情報
関連情報	関連情報	関連情報	関連情報
情報	情報	情報	情報
匿名感染症関連	匿名加工医療情報	匿名加工医療情報	匿名加工医療情報
第一項に規定する主務大臣をいう。	第一項に規定する主務大臣（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣をいう。）	第一項に規定する主務大臣（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣をいう。）	第一項に規定する主務大臣（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣をいう。）
第一項第三号の厚生労働省令で定める業務	第一項第三号の厚生労働省令で定める業務	第一項第三号の厚生労働省令で定める業務	第一項第三号の厚生労働省令で定める業務
第五条の七	第五条の七	第五条の七	第五条の七
法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。	法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。	法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。	法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。
一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務	一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務	一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務	一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
口 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。	口 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。	口 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。	口 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。

- 二 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二 第五条の九に規定する措置が講じられること。

イ 匿名医療保険等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とする業務

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三 病の原因並びに病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を病の原因並びに病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供すること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるものうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当する

匿名診療等関連情報		匿名治療等関連情報	健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務
報	匿名介護情報	介護保険法施行規則第二百四十四条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務	
連情報	匿名感染症関連情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務	
報	匿名医療等関連情報	（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。）（法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置）（法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。	
（匿名医療保險等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）	第五条の八	第五条の九	
二 次に掲げる人の安全管理に関する措置	一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置	一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置	
イ 匿名医療保險等関連情報に係る管理簿を整備すること。	イ 匿名医療保險等関連情報の適正管理による基本方針を定めること。	イ 匿名医療保險等関連情報に係る管理簿を整備すること。	
二 匿名医療保險等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。	二 匿名医療保險等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。	二 匿名医療保險等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。	
本 匿名医療保險等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。	ハ 匿名医療保險等関連情報に係る管理簿を整備すること。	ハ 匿名医療保險等関連情報に係る管理簿を整備すること。	
（1）第五条の六第一号に該当する者	（2）第五条の六第一号に該当する者	（2）第五条の六第一号に該当する者	
暴力団員等			

- (3) 匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により關係法令の六第五号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者匿名医療保険等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。次に掲げる物理的な安全管理に関する措置匿名医療保険等関連情報を取り扱う区域を特定すること。  
口 匿名医療保険等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。  
ハ 匿名医療保険等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。  
二 匿名医療保険等関連情報を削除し、又は匿名医療保険等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。  
四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置  
イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名医療保険等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。  
ロ 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。  
ハ 匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。  
五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置  
イ 匿名医療保険等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。  
ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。  
八 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名医療保険等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

**第五条の九の二** 提供申出者が、厚生労働大臣があらかじめ抽出及び加工した匿名医療保険等関連情報の提供を受けようとする場合においては、第五条の五第一項第十号の規定は、適用しない。

提供申出者が、厚生労働大臣が提供するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用いて、同条第一項第八号中「並びに保管場所（日本国内に限る。）及び」とあるのは「及び」とし、同項第十二号へ及び第五条の七第一項第一号ニ中「第五条の九」とあるのは、「第五条の九（第三号ニを除く。）」とし、前条第三号ニの規定は、適用しない。

（手数料に関する手続）

**第五条の十 厚生労働大臣は、法第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供するときは、匿名医療保険等関連情報利用者（法第十六条の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第十七条の二第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。**

前項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める書面）

**第五条の十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百一十八号。以下「令」という。）第一条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。**

一 手数料の額

二 手数料の納付期限

三 その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

**第五条の十二 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から令第一条の二第三項に規定**



三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄一項に規定する被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨及び当該者の被保険者番号（法第百六十一条の二第二項）に規定する被保険者番号をいう。以下同じ）、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいる場合にあっては、その旨及び当該者の被保険者番号並びに世帯主との続柄五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項（これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得了した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び個人番号

二 資格取得の年月日及びその理由

三 前項第三号及び第四号に規定する事項四 被保険者の資格を取得した者が、日本国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第一項第五号又は前項第四号の場合にあっては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する同令別記第七号の四様式による指定書を提示して行わなければならぬ。

第十一條 法第五十一条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、前条第一項各号に規定する事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。（後期高齢者医療広域連合による被保険者情報の登録）

掲げる事務を委託する場合は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第二項(これららの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む)。若しくは法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入院等(同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。)をされている病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この項において同じ。)から継続して他の病院等に入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更(以下この項において「継続住所変更」といふ)。したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名、現住所、従前の住所及び個人番号

三 被保険者が、法第五十五条第一項本文若しくは第二項(これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む)若しくは法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けるに至つた年月日又は継続住所変更を受けた年月日

四 入院等をしている病院等の名称

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との連絡が保険者が、法第五十五条第一項本文若しくは第二項(これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む)又は法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けるに至つたときは、十四日以内に、その年月日並びに前項第一号、第二号及び第五号に規定する事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の規定により被保険者の資格を喪失した者であつては、この限りでない。

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の医療費の支給

七の二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十九号）第四条第一号の医療費の支給

七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

七の四 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

八 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令五百八号）第三条又は第四条の医療費の支給号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

九 令第十四条第六項の規定による高額療養費の支給

十 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める期間）

**第十四条** 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。  
（被保険者証の返還）

**第十五条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該被保険者に通知しなければならない。

一 法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還先及び返還期限

二 被保険者証の返還先及び返還期限

後期高齢者医療広域連合は、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められている被保険者に係る被保険者証が第二十条第五項の規定により無効となつたときは、当該被保険者証が返還されたものとみなすことができる。

（特別の事情に関する届出）

**第十六条** 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあつた場合において、令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 保険料を納付することができない理由

被保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、令第五条に定める特別の事情（被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかに

にする書類を添付するよう求めることができる。

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第十七條 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し、様式第一号又は第二号による被保険者証を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定にかかるわらず、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証を返還した被保険者(第十一条第二項の規定により被保険者証が返還されたものとのみなされた被保険者を含む。)に対し、様式第三号による被保険者資格証明書を交付しなければならない。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第十七条の二 被保険者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七号)による一般疾病医療費の支給その他第十三号各号に定める医療に関する給付(以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる場合であつて、後期高齢者医療広域連合から次に掲げる事項を記載した届書の提出の求めがあつた場合においては、速やかに、当該届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 当該被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称

被保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、速やかに、前項に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

第十八条 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、その資格を喪失したとき又は法第五十四条第八項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者資格証明書を返還しなければならない。

(被保険者資格証明書の返還)

第十九條 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失つたとき

(被保険者証の再交付及び返還)

二十條 後期高齢者医療広域連合は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新を受けることができる。

(被保険者証の検認又は更新)

二十一條 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により期日を定めるに当たり、保険料を滞納してい

は、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなけ

る号に掲げる書類(当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。

2 一次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 個人番号又は被保険者番号

ハ 再交付申請の理由

二 氏名及び生年月日又は住所(以下この号に

おいて「個人識別事項」という。)が記載さ

れた書類であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード又は行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律施行規則(平成二十六年内閣

府・総務省令第三号)第一条第一号に掲げ

る書類

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行

され、又は発給された書類その他これに類

する書類であつて、写真的表示その他の当

該書類に施された措置によつて、当該被保

険者が当該書類に記載された個人識別事項

により識別される特定の個人と同一の者で

あることを確認することができるものとし

て当該被保険者が住所を有する後期高齢者

医療広域連合が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険

の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又

は官公署から発行され、若しくは発給され

た書類その他の類する書類であつて當

該被保険者が住所を有する後期高齢者医療

広域連合が適当と認めるもののうち二以上

の書類

二 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

三 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

四 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

五 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

六 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

七 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

八 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

九 申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

る被保険者に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができる。

二 被保険者は、第一項の検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、既に後期高齢者医療広域連合に被保険者証を提出している者については、この限りでない。

三 変更前及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

一 被保険者番号

二 氏名

三 変更前の年月日

四 変更後の年月日

五 変更前の世帯主となる場合は、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名

三 個人番号

四 変更前の年月日

五 変更後の年月日

六 変更前の世帯主となる場合は、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十一條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

二 被保険者番号

三 変更前及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

一 被保険者番号

二 氏名

三 変更前の年月日

四 変更後の年月日

五 変更前の世帯主となる場合は、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 令別表に掲げる障害の状態に該当しなくな

った旨及びその年月日

(資格喪失の届出)

二十二條 被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。



2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

この場合において、限度額適用・標準負担額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額認定証を添えて申請しなければならない。

#### 一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地

四 食事療養について支払った食事療養標準負担額

五 食事療養を受けた被保険者の入院期間

六 第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けなかった理由

七 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

前項の申請書には、同項第四号に掲げる食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

（入院時食事療養費に係る領収証）

第三十八条 保険医療機関は、法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額との他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（入院時生活療養費の支払）

第三十九条 被保険者が、保険医療機関から入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十五条第七項において準用する法第七十四条第五項の規定により当該被保険者に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

（生活療養標準負担額の対象者）

第四十条 法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第十六条第一項第一号亦又は第二号亦の規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

二 令第十六条第一項第一号へ又は第二号への規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）

三 令第十六条第一項第四号の規定の適用を受ける者は、次に掲げる者

四 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者

五 健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者

六 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員

が療養のあつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいいう。）である者であつて、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者

（生活療養標準負担額の減額）

第四十一条 前条第一号から第三号までに掲げる者は、法第七十五条第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第七十六条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養（法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けなければならない。

前項の申請書には、同項第四号に掲げる生活療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

（入院時食事療養費に係る領収証）

第三十八条 保険医療機関は、法第七十五条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額との他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（入院時生活療養費に係る領収証）

第三十九条 保険医療機関は、法第七十五条第七項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額との他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（保険外併用療養費の支払）

第四十条 被保険者が、保険医療機関から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定により当該被保険者に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

（保険外併用療養費に係る領収証）

第四十一条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、保険医療機関において、第六十七条第四項の規定により当該被保険者に支給すべき生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を支払った場合であつて、当該確認を受けたことがやむを得ないもなく減額しない額の法第七十五条第二項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を支払うべきことの確認を受けることの認められたときは、その生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）

第四十二条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、保険医療機関において、第六十七条第四項の規定により当該被保険者に支給すべき生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を支払った場合であつて、当該確認を受けたことがやむを得ないもなく減額しない額の法第七十五条第二項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を支払うべきことの確認を受けることの認められたときは、その生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた

（生活療養標準負担額の減額）

第四十三条 保険医療機関は、法第七十五条第七項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額との他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（入院時生活療養費に係る領収証）

第四十四条 被保険者が、保険医療機関等から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定により当該被保険者に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

（保険外併用療養費に係る領収証）

第四十五条 保険医療機関等は、法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、

四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又是氏名及び住所

五 診療又は薬剤師の氏名

六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨

七 療養に要した費用の額

後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額認定証を添えて申請しなければならない。

他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき算定した額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養として支給される額に相当する額を控除した額

二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額（第三者の行為による被害の届出）

四 生活療養について支払った生活療養標準負担額

五 生活療養を受けた被保険者の入院期間

六 第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けなかった理由

七 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

前項の申請書には、同項第四号に掲げる生活療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

（生活療養標準負担額の減額）

第四十六条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

（第三者の行為による被害の届出）

第四十七条 法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三 被害の状況

（療養費の支給の申請）

第四十八条 法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名又は個人番号

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過

四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又是氏名及び住所

五 診療又は薬剤師の氏名

六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨

七 療養に要した費用の額

八 生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由

九 病気又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事實が確認できる書類の写し

二 後期高齢者医療広域連合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた被保険者の同意書

（法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める基準）

**第四十八条** 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師その他次条に規定する者が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。  
(法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める者)

**第四十九条** 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。  
(訪問看護療養費の支給が必要と認める場合)

**第五十条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（第四十八条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。

（訪問看護療養費の支払）

**第五十一条** 被保険者が、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合においては、法第

(訪問看護療養費に係る領収証)  
**第五十二条** 指定訪問看護事業者は、法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証には、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料及び同条第三項に規定するその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。  
(準用)

**第五十三条** 第四十六条の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。

**第三目 特別療養費の支給**

(特別療養費の支給の申請)

**第五十四条** 法第八十一条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 保険者番号及び被保険者番号  
二 氏名及び個人番号  
三 療養を取り扱つた保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地  
四 傷病名及び療養期間  
五 療養につき算定した費用の額

六 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)  
前項の申請書には、同項第五号に規定する療養につき算定した費用の額を証する書類を添付しなければならない。  
(特別療養費に係る療養に関する届出等)

**第五十五条** 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱つたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 保険者番号及び被保険者番号  
二 当該保険医療機関等の名称及び所在地  
三 療養を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日  
四 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容

五 療養につき算定した費用の額

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項の届書について翌月十日までに送付するものとする。

前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。

3 第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項の届書について、当該療養が法第八十二条第二項において準用する法第六十五条に規定する特別療養費に係る療養に関する法第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに法第八十二条第二項において準用する法第七十六条第二項に規定する額の算定方法及び法第八十二条第二項において準用する法第七十条第二項の定めに照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。

第五十六条 指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱つたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 保険者番号及び被保険者番号

二 当該訪問看護ステーションの名称及び所在地

三 療養を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日

四 当該被保険者の心身の状態及び主たる傷病名

五 訪問開始年月日及び訪問終了年月日時刻並びに実回数

六 訪問終了の状況

七 死亡時刻

八 指示年月日並びに主治医の属する医療機関の名称及び主治医の氏名

九 療養内容

十 療養につき算定した費用の額

前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。

後期高齢者医療広域連合は、第一項の届書について、当該療養が法第八十二条第二項において準用するものとする。

準用する法第七十九条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準及び法第八十一条第二項において準用する法第七十六条第二項に規定する額の算定方法に照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額とその他の審査の結果を当該指定訪問看護事業者に書面により通知するものとする。

(準用規定)

**第五十七条** 第四十五条の規定は、法第八十二条第二項において準用する法第七十四条第七項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第四十五条(見出し)を含む。中「保険外併用療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、(第七十六条第六項)とあるのは「第八十二条第二項」と、「費用の額とする。」から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額とあるのは「費用の額とする。」と、「当該食事療養に係る事療養標準負担額」とあるのは「当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)」と、「当該生活療養に係る生活療養標準負担額」とあるのは「当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」と読み替えるものとする。

の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。

**第五十九条** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に移送費を支給する。

一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。

二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。

三 緊急その他やむを得なかつたこと。  
(移送費の支給の申請)

**第六十条** 法第八十三条第一項の規定により移送費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 氏名及び個人番号

三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日

四 移送経路、移送方法及び移送年月日

五 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所

六 移送に要した費用の額

七 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

八 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第六号に規定する移送に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。

一 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)

二 移送経路、移送方法及び移送年月日

三 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

4 第四十七条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

### 第三款 高額療養費及び高額介護合算 療養費の支給

(令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)  
**第六十一条** 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 予防接種法第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立医療費又は同法第七十二条第一項の療養介護費
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給
五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
六 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七号の医療費の支給
七 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給
八 新型インフルエンザ予防接種による健 康被害の救済に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給
九 冲縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条又は第四条の医療費の支給

一 「実施機関」という。)を経由して、後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。
一 被保険者番号
二 認定を受けようと/orする被保険者の氏名及び個人番号
三 認定を受けようと/orする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称
四 認定を受けようとする被保険者は、前項の申出の際に、令第十五条第一項各号に掲げる者の区分のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療広域連合は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
五 後期高齢者医療広域連合は、第一項の申出に基づき認定を行ったときは、実施機関を経由して、認定した被保険者に対し当該者が該当する令第十五条第一項各号に掲げる者の区分(以下この条において「所得区分」という。)を通知しなければならない。
六 後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
7 第六十二条 第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようと/orする被保険者は、次に掲げる申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
8 認定を受けた被保険者は、(令第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者及び第六十六条の二第一項又は第六十七条第一項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようと/orする被保険者は、次に掲げる申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 認定を受けた被保険者は、該当する所得区分に変更が生じたとき。
二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。
三 前項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。
4 後期高齢者医療広域連合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。
5 後期高齢者医療広域連合は、第一項の申請に基づき特定疾病認定を行つたときは、被保険者に対し、様式第四号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。
6 後期高齢者医療広域連合は、返還しなければならない。
7 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、(令第十四条第五項に規定する特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定(後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者が受けなくなつたときは、同様第四項に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。

健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、國家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額
日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十四条第	健康保険法施行令第四十四条第

9  
特定疾病認定を受けた被保険者に係る第二十一条、第二十三条、第二十五条及び第二十六条、各規定する届書には、当該届出に係る被保険者に係る特定疾病療養証に記載して、当該被保険者に係る特定疾病療養受療証を添えなければならない。  
(令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額第六十二条の二 令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めることにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ)において、其準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ)が該当する次の事の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に該当基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

7 前項のただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなつたときは、滞在期間等く、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。  
8 第十九条及び第二十条（第二項及び第四項ただし書を除く。）の規定は、特定疾病療養受療証について準用する。

受けようとするときは、当該保険医療機関等において、特定疾病認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該特定疾病認定を受けた者が、第三十条の三(第三号を除く。)に規定する方法により被保険者であるとの確認を受け、当該療養を受けようとするとときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病疗養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。)であつた期間	船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員であった期間)	期間
私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間
令第十四条の二第六項に規定する国民健康保険の世帯主等(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、国民健康保険の被保険者で	私立学校教職員共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額	第十号)第八十六条の二第一項第一号に規定する合算額
国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額	地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五条)第六条において準用する國家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額	年政令第二百四十号)第八十六条の二第一項第一号に規定する合算額

(同号に規定する計算期間をいう。)において、  
基準日世帯被保険者(同号に規定する基準日世帯被保険者を除く。)  
が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分  
に応じ、当該期間に基準日被保険者が受けた外  
来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。  
(令第十四条の二第三項の厚生労働省令で定め  
るところにより算定した額)

ない場合（基準日において  
当該者と同一の世帯に属す  
る全ての国民健康保険の被  
保険者が国民健康保険法施  
行令（昭和三十三年令第三  
百六十二号）第二十九条の  
四の四第一項に掲げる場合  
に該当する場合を除く。）  
にあつては、計算期間にお  
ける基準日まで継続して国  
民健康保険の世帯主等であ  
った期間を除く。）

第六十四条 令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(令第十五條第一項第六号の厚生労働省令で定める要保護者)

省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五

条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態

満体語法の規定に、満体語の必要のない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担

額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(令第十六條第一項第一号ロハ若しくはニ又は第二号ロハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定)

**第六十六条** 第六十三条の規定は、令第十六条第一項第一号ロ、ハ若しくはニ又は第二号ロ、ハ

若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

**第六十六条の二** 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第三号若しくは第四（限度額適用認定等）

号又は第二項第三号若しくは第四号に掲げる者のいづれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第一六二条第一項第一号、二号、三号、四号

て、令第十六条第一項第一号ハ若しくは二又は第二号ハ若しくは二の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認

2 定」という。)を行わなければならない。  
後期高齢者医療広域連合は、認定を受けた被  
保険者がつづいて、(まことに)二つの段階で

保険者であつて、様式第四号の二による限度額適用認定証の交付を受けようとするものから申請書の提出を受けたときは、限度額適用認定証

3 を交付しなければならない。  
限度額適用認定証の交付を受けた被保険者

は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一 被保険者の資格を喪失したとき。  
二 令第十六条第一項第一号ハに掲げる者が令

**第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十六条第一項第一号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号に掲げる**

者に該当しなくなつたとき、令第十六条第二項第二号ハに掲げる者が令第十五条第二項第

三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十六条第一項第二号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号ニ掲げる者に該当し

認定を受けた被保険者は、医療機関等について  
なくなったとき。

て療養を受けようとするときは、当該医療機関等において、認定を受けていることの確認を受ければならない。この場合において、当該

認定を受けた者が、第三十条の三（第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であるこ

との確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該医療機関等において、認定を受けていることの電子的確認を受けること）ができる場合

（この場合の醫二白石語を含むこと）がでて、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該医療機関等に提出を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該医療機関等に提出

5 しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
前項にござる書の場合は、当該皮保金

前項がなし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を当該医療機関等に提出

6 第十九条及び第二十条（第二項及び第四項たゞ  
シテ書ニ余、ソノ見三は、限支頭適用思三正

たし書を除く)の規定は、限度額適用認定証について準用する。

との確認を受け、当該療養を受けようとするところの電子的確認を受けることができる場合（被保険者を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。

第十九条及び第二十条（第二項及び第四項ただし書を除く。）の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。

認定を受けた被保険者に係る第二十二条から第二十六条までに規定する届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証を添えなければならない。

（令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

三 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

五 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

五の二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費の支給

五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第六十九条 削除  
六　国民健康保険法施行規則第二十七條の十五  
第一項第八号の規定により厚生労働大臣が定  
める医療に関する給付

第六十九条 削除  
(月間の高額療養費の支給の申請)  
**第七十条** 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者番号
- 二 個人番号
- 三 令第十四条第一項、第二項又は第三項の規定による合算される額に係る療養が同条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び当該額

前項第三号に掲げる額については、同項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

(年間の高額療養費の支給申請等)

**第七十条の二** 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者番号
- 二 申請者の氏名及び個人番号
- 三 計算期間の始期及び終期

申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者(当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつた間に規定する保険者をいう。以下同じ。)の名称及びその加入期間

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し法第七条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証

明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる医療保険者から令第十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができ、保険者は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

一 令第十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる額に関する証明書

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

第三項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十四条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額

二 その他の高額療養費の支給に必要な事項

(年間)の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)

第七十条の三 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の二第二項から第四項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた年月

六 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

三 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に對し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

二 申請者の氏名  
三 申請者が計算期間において当該後期高齢者  
医療広域連合の被保険者であった期間  
四 計算期間（申請者が当該後期高齢者医療広  
域連合の被保険者であった間に限る。）にお  
いて、当該申請者が当該後期高齢者医療広  
域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号  
の規定が適用される者である場合を除く。）  
として受けた外来療養に係る令第十四条の二  
第一項第一号に規定する合算額  
五 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所  
在地

六 その他必要な事項

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた後  
期高齢者医療広域連合は、当該申請に係る基準  
日の翌日から二年以内に同項第四号に掲げる医  
療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の  
通知が行われない場合において、申請者等に對  
して当該申請に関する確認を行ったときは、当  
該申請書は提出されなかつたものとみなすこと  
ができる。

5 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者（計  
算期間の中途で死亡した者その他これに準ずる  
者をいう。以下この項において同じ。）に係る  
高額療養費等の額の算定に必要な第三項の証明  
書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合  
の被保険者であつた者（当該精算対象者を除  
く。）から受けたときは、当該者に対し、当該  
証明書を交付しなければならない。

6 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療  
保険者を経由して提出することができる。この  
場合において、当該医療保険者を経由して当該  
申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合  
は、当該医療保険者に対し、第三項第一号及び  
第三号から第六号までに掲げる事項に関する情  
報を提供しなければならない。  
(准用)

第七十一条 第四十六条の規定は、高額療養費  
(令第十四条の規定により支給される高額療養  
費に限る。)の支給事由が第三者の行為によつ  
て生じたものであるときについて準用する。  
(令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令  
で定めるところにより算定した額)

第七十二条 令第十六条の二第一項第三号の  
厚生労働省令で定めるところにより算定した額  
は、計算期間において、基準日世帯被保険者が

七	六	五	四	三	二	一	第二欄 第一欄
私学共済法の規定による私立学校教職員	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	自衛官等であつた期間	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）を除く。）であつた期間	船員保険の被保険者であつた期間	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険の被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
私立学校教職員共において準用する	算額	地方公務員等共済組合法施行令第十七条の四第一項第一号に規定する合算額	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十二条の三の六第一項第一号に規定する合算額	国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の二第二項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	該当する次の表の一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

二				八	
二		第一欄		第二欄	
日雇特例被保 険者又はその 被扶養者	健康保険の被 保険者又はそ の被扶養者	健康保険法施行令第四十 三条の二第一項各号（同 条第三項において準用す る場合を含む。）に掲げ る額	（令第十六条の二第二項の厚生労 働省令で定める日は、基準日の属する月の初日 その他これに準ずる日とする。 (令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定め るところにより算定した第一項各号に掲げる額 に相当する額) 第七十一条の四 令第十六条の二第四項の厚生労 働省令で定めるところにより算定した同条第一 項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者で あつた者が基準日ににおいて該当する次の表の第 一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第 二欄に掲げる額とする。	国民健康保険の世帯 主等であつた期間 (基準日において、國 民健康保険の被保 險者でない場合(基準 日ににおいて当該者と 同一の世帯に属する 全ての国民健康保険 の被保険者が国民健 康保険法施行令第二 十九条の四の四第一 項に掲げる場合に該 当する場合を除く。) にあつては、計算期 間ににおける基準日ま で継続して国民健康 保険の世帯主等であ つた期間を除く。)	国家公務員共済組 合法施行令第十一 条の三の六の二第 一項第一号に規定 する合算額
被扶養者 する同令第四十三 条の二	健康保 険法施行令第四十 四第五項におい て準用す			国民健康保険法施 行令第二十九条の 二第一項第一号に規 定する合 算額	

八	国民健康保険法施行令第二十九条の四に掲げる額	七	六	五	四	三
国民健康保険者の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の四）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	被扶養者	地方公務員等 共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者	自衛官等 （自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）に掲げる額	船員保険の被保険者又はその被扶養者（船員保険法施行令第十一条第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額）

用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

第三項 第一項及び 第二項		六の三第三 一項及び 第二項	防衛省の 職員の給 与等に關 する法律 施行令第 十六条の 五第	第一項
国民 健康	国民 健康 保険法 施 行令第 十九条 の三第 四の三第 一項及び 第二項	私立学校 教職員共 済法施行 令第十一 条の三の 六の三第 一項及び 第二項	地方公務 員等共済 組合法施 行令第二 十三条の 三の七第 一項及び 第二項	防衛省の 職員の給 与等に關 する法律 施行令第 十六条の 五第
高齢者 の医療の 確保に關 する法律 施行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二
高齢者 の医療の 確保に關 する法律 施行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二
高齢者 の医療の 確保に關 する法律 施行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二	高齢者の 医療の確 保に關す る法律施 行令第 十六条の 二 第四項に 規定する 者であつ て、基準日 において被 保険者 である者と る法律 施行令第 十六条の 二

(高額介護合算療養費の支給の申請)  
**第七十一条の九** 法第八十五条の規定  
～複合直義差額の支給～

**第七十一条の八** 令第十六条の四第一項の厚生年労働省令で定める日とする。

(令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

が 被 保 険 者	の 世 帯 主 等 及 び	第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が	の 世 帯 主 等 及 び	第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた後

保 險 の 世 帯 主 等 及 び 被 保 險 者 が	第四項に規定する者であつて、基準日において被保險者である者が属する世帯の 国民健康保険の世帯主等及び
二号から第五号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することがで きる。	3 申請者が、令第十六条の二第二項又は第十六条の三第一項第五号若しくは第六号のいずれか に該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければな らない。

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者の医療の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行なう市町村をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間

前項の申請書には、令第十六条の一第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書及びその添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる医療保険者及び介護保険者から令第十六条の二第一項第八

**第七十一条の九** 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の一第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者番号	二　申請者の氏名及び個人番号
三　計算期間の始期及び終期	

額その他高額介護合算療養費等（法第八十五条）若しくは医療保険各法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を持供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。





三　国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十一条、厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国民年金法等改正法附則第十条第二項において準用する国家公務員共済組合法第七十四条の三（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、昭和六十年地共済法等改正法附則第九条第二項において準用する地方公務員等共済組合法第七十六条の三、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十四条の三又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の四の規定により内払とみなされた年金があること。

四　その他前各号に掲げる事由に類する事由があること。  
(保険料の一部を特別徴収する場合)

**第九十五条** 準用介護保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該年度に当該特別徴収対象被保険者（準用介護保険法第三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。）について仮徴収（準用介護保険法第一百四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。）が行われていないとき。

二　当該年度における当該特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の方法により徴収する保険料額の総額が当該年度において当該者に対する課する見込みの保険料額の二分の一に相当する額に満たないと認められる場合であって、市町村が、その満たない額を普通徴収の方法によつて徴収することが適当と認めたとき。

三　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額について準用介護保険法第三十五条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定

四　当該特別徴収対象被保険者に對して課する  
保険料額が当該年度前の年度において賦課す  
べき保険料額が含まれるとき。  
(令第二十三条第一号の厚生労働省令で定める  
による通知が行われた後の当該年度中に増額  
された場合であつて、当該特別徴収対象被保  
険者について引き続き特別徴収の方法により  
保険料の一部を徴収することについて市町村  
が適当と認めたとき。)

**第九十六条** 令第二十三条第一号の厚生労働省令で定める額は、準用介護保険法第百三十四条第六項から第六項までの通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額（当該算出額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）を二で除して得た額とする。（令第二十三条第一号イの厚生労働省令で定める額）

**第九十五条** 準用介護保険法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。  
（保険料の一部を特別徴収する場合）  
あること。

当該年度に当該特別徴収対象被保険者用介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。(以下同じ。)について仮徴収(準用介護保険法第三百四十四条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収を准用)

二 いう。(以下同じ。)が行われていないとき。  
当該年度における当該特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の方法により徴収する保険料額の総額の見込額が当該年度において当該者に対する課する見込みの保険料額の二分の一に相当する額に満たないと認められる場合で

三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度  
あつて、市町村が、その満たない額を普通徴  
収の方法によつて徴収することが適當と認め  
たとき。

分の保険料額について準用介護保険法第百三十六条第一項（令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。）の規定

料額 おいて準用する介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険

四 項の規定により算出される支払回数割保険料額において準用する介護保険法第三十六条第二項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者に対して課す特別徴収の方法による当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用企

護保険法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者、当該年度の初日の属する年の翌年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、支払回数割保険料額の見込額を算出するにあつては、

では所徴の状況その他の事情を勘案して支町村が定める額)

見込まれる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払額を保険料額の見込額(当該額によることが

(令第二百三十三条第一号の厚生労働省令で定められた市町村が定める額)

**九十八条** 令第二十三条第一号ロの厚生労働省の額は、次の各号に掲げる被保険者の額

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
一 前条第一号に掲げる被保険者 当該年度の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
一 前条第一号に掲げる被保険者 当該年度の  
初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百三十六条第三項の規定により算出される支払回数割保險料額  
二 前条第二号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払

三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二条)第四十五条の二第一項において準用する同法第三百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

三 前条第三号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三百三十六条第一項(介護保険法施行令第四百二十二条)第四十五条の二第一項において準用する同法第三百三十六条第二項の規定により

第百三十九条第一項（介護保険法施行令第十五条の二第一項）において準用する場合を含む。）、に規定する支払回数割保険料額又は同令第四十五条の三第一項において準用する同法百第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

四 前条第四号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十四条第一項(介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項に

において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は同法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある

五 場合においては、所得の状況その他の事情を勘査して市町村が定める額

前条第五号に掲げる被保険者 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十条第二項(介護保険法施行令第四十

十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額に相当する額、同法第三百一十五条第三項に規定する支払回数割保険料額

の見込額（第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額）又は同法第二百三







域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。(法第百六十二条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

**第一百八十二条の三** 法第百六十二条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- 一 厚生労働大臣
- 二 地方厚生局長及び地方厚生支局长
- 三 後期高齢者医療広域連合
- 四 支払基金
- 五 国保連合会
- 六 指定法人
- 七 保険医療機関等
- 八 法第七十七条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者
- 九 指定訪問看護事業者
- 十 都道府県知事
- 十一 市町村長(特別区の区長を含む。)
- 十二 年金保險者
- 十三 法第百六十二条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第七条第二項に規定する保険者が、同条第一項に規定する医療保險各法に基づく事業又はこれに関連する事務を行う場合
- 二 後期高齢者医療広域連合又は市町村から委託を受けた者が、当該委託を受けた後期高齢者の医療の事業に関連する事務を行う場合
- 三 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた後期高齢者医療広域連合又は市町村(当該後期高齢者医療広域連合又は市町村から委託を受けた者を含む。)に対する後期高齢者医療給付に係る請求その他の行為を行う場合
- 四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二十三条第一項の規定に厚生労働大臣から委任を受けた事務を行いう場合
- 五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、

五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務(同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。)を行う場合

七 認定匿名加工医療情報作成事業者が、同条第七項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行いう場合

八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は同法第七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。)適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者等のうち第五条の六第一号から第四号までのいずれにも該当しないものの医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

十 法第二十条に規定する特定健康診査、法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断の実施する場合

十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合

十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十五条の規定により医療費を支給する場合

第百二十条 法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務

**第一百九条** 法第百六十三条第一項の規定により、厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行いう場合

(権限の委任)

二 法第六十二条第二項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

三 法第六十六条第一項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

四 法第七十二条第一項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

五 法第八十条(法第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

六 法第八十二条第一項(法第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

七 法第百三十四条第一項の規定による権限(法第七十条第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(法第七十二条第二項、第七十三条第七項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定められた別段の定めに係るもの)を除く。)

八 法第六十三条第二項の規定により、前項各号に規定する地方厚生局長の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、同項第二号の権限にあっては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。

(法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務)

**第一百二十一条** 法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務

一 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施

二 法第百四条第一項の規定による保険料の徴収

三 法第百二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十一年内閣府・総務省令第五号)第四十六条各号に掲げる事務

(法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務)

**第一百二十二条** 法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項の規定による規定は、公布の日から施行する。

(老人保健法施行規則の廃止)

**第二条** 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)は、廃止する。

(基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法に関する経過措置)

**第三条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額

等の合計額の合計額の見込額の算定に当たつて、第八十五条の規定を適用する場合においては、同条中「における過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、「に加入している市町村における過去の健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額等」とする。

(被保険者均等割額の算定方法に関する経過措置)

**第四条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間における各年度の被保険者均等割額の合計額の見込額の算定に当たつて、第八十六条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「における過去の各年度における被保険者の数等」とあるのは、「に加入している市町村における過去の健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者の数等」とする。

(特定地域所得割率の算定方法に関する経過措置)

**第五条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る特定地域所得割率の算定に当たつて、第八十七条の規定を適用する場合においては、同条中「法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(次条において「療養の給付等に要する費用の額」という。)等」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の二十二に規定する老人医療費等」とする。

(合第十八条第二項第四号の被保険者均等割額の算定方法に関する経過措置)

**第六条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る令第十一条第二項第四号に規定する被保険者均等割額の算定に当たつて、第八十八条の規定を適用する場合には、「療養の給付等に要する費用の額等」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」とする。

号) 第四十六条の二十一に規定する老人医療費等」とする。

(予定保険料収納率の算定方法に関する経過措置)

**第七条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る予定保険料収納率の算定に当たつて、第八十九条の規定を適用する場合においては、同条中「普通徴収に係る収納率の実績等」とあるのは、「七十五歳以上の者が世帯主である世帯の国民健康保険料又は国民健康保険税に係る収納率の実績等」とする。

(所得係数の見込値の算定に関する経過措置)

**第八条** 平成二十年度及び平成二十一年度の特定期間に係る所得係数の見込値の算定に当たつて、第九十条の規定を適用する場合においては、同条中「における過去の各年度における所得係数の値等」とあるのは、「に加入している市町村における過去の健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者に係る基礎控除後の総所得金額等の額等により算定した所得係数の値等」とする。

(令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める期日)

**第九条** 令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める期日は、平成十九年十二月十日とする。

(令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める事項)

**第十条** 第九十三条の規定は、令附則第十二条第一項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

(令附則第十二条第一項第一号の年金額の見込額の算定方法)

**第十一条** 令附則第十二条第一項第一号の年金額の見込額は、平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

(令附則第十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

**第十二条** 第九十四条の規定は、令附則第十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情について準用する。この場合において、第十四条中「当該年の六月一日から翌年の五月三

十一日」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日」と読み替えるものとする。

(令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額)

**第十三条** 令附則第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、同条第一項の通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額。当該算出額に「円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。」を二で除して得た額とする。

(令附則第十二条第四項第一号イの厚生労働省令で定める額)

**第十四条** 令附則第十二条第四項第一号イの厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十一条第一項(介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額の見込額とする。

(令附則第十二条第四項第一号ロの厚生労働省令で定める額)

**第十五条** 令附則第十二条第四項第一号ロの厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百四十一条第一項(介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)とする。

(令附則第十二条第五項の厚生労働省令で定める額)

**第十六条** 令附則第十二条第五項の厚生労働省令で定める額は、令第十八条並びに附則第十二条第一項及び第二項の基準に従つて算出された平成二十年度の保険料額の見込額の二分の一に相当する額を三で除して得た額(当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額)とする。

(平成二十年四月一日から九月三十日までにおける保険料の特別徴収に係る準用等)

**第十七条** 第九十九条、第一百一条から第百四条まで及び第一百七条から第一百九条までの規定は、令附則第十二条第六項において準用する特別徴収について準用する。

**第十九条** 特別徴収義務者は、令附則第十二条第六項において準用する介護保険法第百三十七条第六項の規定による通知を、平成二十年四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

(平成二十年度の保険料の特別徴収額の変更)

**第二十条** 市町村は、令附則第十二条第一項の規定による通知が行われた場合において、同条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者について平成二十年六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行なう額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、平成二十年四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、令附則第十二条第六項において準用する介護保険法第百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年  
　月日及び住所  
二 仮徴収に係る額を変更する旨及び平成二十二年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百六条第二号及び第三号並びに第二百七条から第二百九条までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、第二百三条中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは、「当該支払に係る支払回数割保険料額の見







定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者については、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第一百五十五条の五第一号及び第一百五十五条の八第二号イ（一）、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第一号及び第五条の九第二号イ（一）並びに第三条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百四十条の七十二の十第一号及び第一百四十条の七十二の十三第二号イ（一）の規定（次項において「改正後の健康保険法施行規則等の規定」といふ。）に該当する者とみなす。

3 整備法附則第三条第八項から第十二項の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者については、改正後の健康保険法施行規則等の規定に該当する者とみなす。

## 附 則

（令和四年八月一〇日厚生労働省  
令第一〇九号）抄

（施行期日）この省令は、令和四年十月一日から施行する。

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和五年一二月九日厚生労働省  
令第一六五号）抄

（施行期日）この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月九日厚生労働省  
令第一〇九号）抄

（施行期日）この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省  
令第四八号）抄

（施行期日）この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日厚生労働省  
令第七七号）抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月三一日厚生労働省  
令第八一号）抄

（施行期日）この省令は、令和五年六月一日から施行する。

附 則（令和五年一一月一三日厚生労働省  
省令第一三九号）

（この省令は、公布の日から施行する。）

附 則（令和五年一一月三〇日厚生労働省  
省令第一四八号）

（この省令は、令和五年十一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。）

附 則（令和六年一月一七日厚生労働省  
省令第一四八号）

（この省令は、令和五年十一月一日から施行する。）

附 則（令和六年一月一七日厚生労働省  
省令第一四八号）

（この省令は、公布の日から施行する。）

附 則（令和六年二月二日厚生労働省  
令第二四号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二日厚生労働省  
令第二四号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二日厚生労働省  
令第二四号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二七日厚生労働省  
令第五六号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二八日厚生労働省  
令第五八号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月一六日厚生労働省  
令第二号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月一六日厚生労働省  
令第二号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月一六日厚生労働省  
令第二号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月一六日厚生労働省  
令第二号）

（施行期日）この省令は、令和六年六月一日から施行する。

は、この省令による改正後の健康保険法施行規則第一百五十五条の四第一項及び第二項並びに第一百五十五条の八並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第一項及び第二項並びに第五条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令は、令和六年六月一日から施行する。附 則（令和六年六月二五日厚生労働省  
令第九九号）抄

（この省令は、令和六年七月一日から施行する。）

（この省令は、令和六年七月一日から施行する。）

1 （施行期日）

（この省令は、令和六年七月一日から施行する。）

附 則（令和六年七月一日厚生労働省  
令第八四号）

（この省令は、令和六年七月一日から施行する。）

被保険者名		有効期間		年 月 日	
被保険者番号		性 別			
住 所		年	月	日	
姓 名		年	月	日	
生 年 月 日		年	月	日	
資格登録年月日		年	月	日	
登録年月日		年	月	日	
一栏用各项目的割合					
被保険者番号		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
被保険者名					

備 考	(第 1 頁)
<p>① 以下に記入して下さい。箇欄問題に関する意見を下さい。また、この点を お読み入る場合は、100字までお問い合わせの参考書の欄に記入して下さい。</p> <p>1. 私は、<u>心臓・肝臓・腎臓・骨髄・脳</u>などの臓器の病気について、<u>特に心臓</u>に問題を感じています。 2. 私は、<u>心臓・肝臓・腎臓・骨髄・脳</u>などの臓器の病気について、<u>特に肝臓</u>に問題を感じています。 3. 私は、<u>心臓・肝臓・腎臓・骨髄・脳</u>などの臓器の病気について、<u>特に腎臓</u>に問題を感じています。</p> <p>(以上はお読み入る方に、複数の病気がある場合は、×でつけてください)</p> <p style="text-align: right;">【心臓・肝・腎臓・骨髄・脳】</p> <p>〔特記事〕 ■郵便番号　□□□□-□□□□</p> <p>■お読み入る方　□□□□-□□□□</p> <p>■参考書名(自由記入)</p>	

様式第二号(第十七条各項関係)																											
(裏面)																											
<p style="text-align: center;">備 考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 100px; margin-top: 10px;"></div>																											
<p>(注) 以下の欄に入力することにより、職業欄に「専門の医師」を示すことができます。認定する場合は、12ヶ 月で6ヶ月以上かかる場合は、番号の□に囲んでください。</p>																											
<p>1. はい、<b>歯科医師</b>が<b>停止</b>した死後<b>に限り</b>、<b>移植</b>の為に<b>職業</b>を提供します。      2. はい、<b>心臓</b>が<b>停止</b>した死後<b>に限り</b>、<b>移植</b>の為に<b>職業</b>を提供します。      3. はい、<b>輸器</b>を提供しません。</p> <p>(又は26歳未溁の方で、提供したくない<b>職業</b>があれば、×をつけてください)</p> <p style="text-align: center;">【心臓・肺・肝臓・腎臓・肺臓・小腸・眼球】</p>																											
<p>(特記欄) _____</p>																											
<p>署名年月日： 年 月 日</p>																											
<p>本人署名(直筆)： _____</p>																											
<p>家族署名(直筆)： _____</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">後期高齢者医療保険証</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">有効期間</td> <td style="width: 90%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">被扶養者番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">被 扶 養 者 名 氏 名 生 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">男</td> <td style="text-align: left;">女</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">資格取得年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年</td> <td style="text-align: left;">月</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">免 効 期 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一部負担金の割合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">保 儲 者 番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">並びに保険 者 の 名 称 及 び 印</td> </tr> </table>		後期高齢者医療保険証		有効期間	年 月 日	交付年月日	年 月 日	被扶養者番号		被 扶 養 者 名 氏 名 生 年 月 日	住 所		男	女	資格取得年月日	年 月 日		年	月	免 効 期 日		一部負担金の割合		保 儲 者 番 号		並びに保険 者 の 名 称 及 び 印	
後期高齢者医療保険証																											
有効期間	年 月 日																										
交付年月日	年 月 日																										
被扶養者番号																											
被 扶 養 者 名 氏 名 生 年 月 日	住 所																										
	男	女																									
資格取得年月日	年 月 日																										
	年	月																									
免 効 期 日																											
一部負担金の割合																											
保 儲 者 番 号																											
並びに保険 者 の 名 称 及 び 印																											

備考

- 1) この証の大きさは、縦128ミリメートル、横0.9ミリメートルです。
- 2) 必要なふるさとは、各都道府県を変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
- 3) 保険者登録には複数回の手続を要すること。

  - (1) 被保険者登録を受けたときは、大切に保管すること。
  - (2) 保険医機関等における診療料金を支払うときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者証を提出すること。
  - (3) 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出する際には、被保険者証を提出すること。

- 4) 前記の(3)に変更があったときは、14日内に被保険者証を返却し、後期高齢者医療に収容される旨の届書を、市町村に提出すること。
- (5) 徴収額を超過したときは、被保険者証を使用することができない。また、有効期限を超過した被保険者証を使用して後期高齢者医療を行なう場合は、後期高齢者医療の費用の超過分を負担する場合があること。
- (6) 後期高齢者医療に収容される又は更新された、監査請求の提出が求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。
- (7) 特別の用事がないのに被保険者証を消失した場合は、被保険者証を復活させていただくことがあります。
- (8) 不正で被保険者証を使用した人は、刑法(明治40年法律第45号)による罰則を科すとして被害の範囲を設けることがあること。

(裏面)

注意事項 この様で診療を受けた場合には、診療費用の金額を支払ってください。	
備考	
※以下の欄に記入するごとに、該過場地に関する意見を表示することができます。記入する場合は、あらまつてのすべての欄の書き込みを行ってください。	
1. 私は、歯科施設(ひびきがせき)の歯が止った歯の(いづれでも)、歯の為に歯器を提供します。 2. 私は、歯が止った歯に限り、移植の為に歯髄(かみるい)を抜いています。 3. 私は、歯を抜いた後を保証しません。 4. 又は、それを自分で、他に見えない歯髄(かみるい)があれば、×をつけてください。	
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胆臓】 [特記欄] 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：	

(表裏)

後期高齢者医療被保険者資格証明書	
有効期間 年 月 日まで 令和年月日 年 月 日交付	
被保険者番号	
姓	名
性別	男 女
生年月日	年 月 日
被保険者番号 保険会員登録 登録に被保険 者の名前及 びGTP	

## 備考

- この証の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配列を変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
- 5 の記載欄を記入するときは、被保険者の住居住所及び社会生活を総合的に支援するための法律の日立支援施設等の公営扶助施設を記入することとする。
- 4 の記載欄等に記入する事項を削除することができること。
- 被納している保険料を納付したときは、被保険者は該交付される。
- 保険機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者資格証明書を提出すること。
- 3 の記載欄を記入するときは、被保険者の住居住所及び社会生活を総合的に支援するための法律の日立支援施設等の公営扶助施設を記入することとする。
- 4 の記載欄等に記入するときは、被保険者本人が該交付される。
- 被保険者が資格がなくなったときは、被保険者本人が該交付される。
- 5 の記載欄を記入するときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、後期高齢者医療広域連合にての該の記載事項を変更があるときは、14 日以内に、
- 6 の有効期間を超過したときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用することはできないこと。また、有効期間を超過した後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。
- 7 の記載欄を記入する場合は、後期高齢者医療被保険者資格証明書の提出が求められたときは、連やかに、町村に
- 8 の記載欄を記入した者は、照法(昭和40年法律第45号)により許可業として後後の処分を受けることがある。

(裏面)

後期高齢者医療被保険者資格証明書	
令和年月日 年 月 日	
被保険者番号	
姓	名
性別	男 女
生年月日	年 月 日
有効期間 年 月 日	
被保険者番号 (印に被保険 者の名前及 びGTP)	

(裏面)

後期高齢者医療被保険者資格証明書	
令和年月日 年 月 日	
被保険者番号	
姓	名
性別	男 女
生年月日	年 月 日
有効期間 年 月 日	
被保険者番号 (印に被保険 者の名前及 びGTP)	

備考

1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。  
2 有効期間を記入するときは、被保険者の生年月日と併せて記入すること。  
3 「有効期間」欄には、「この記載欄に記入するが外れると」という旨の記載を加えること。  
4 本件の記載欄を記入するときは、被保険者の住居住所及び社会生活を総合的に支援するための法律の日立支援施設等の公営扶助施設を記入すること。  
5 本件の記載欄を記入するときは、被保険者本人が該交付される。  
6 有効期間を超過した場合は、後期高齢者医療被保険者資格証明書の提出を受けること。  
7 有効期間を超過した場合は、後期高齢者医療被保険者資格証明書の提出を受けること。  
8 有効期間を超過した場合は、後期高齢者医療被保険者資格証明書の提出を受けること。

様式第四号の二(第六十六条の二第二項關係  
(裏面))

注 意 事 項	
1. この旨によって被扶養を受ける際に払う一算負担金の額は、医療機関固形ごとに月にきぎ、別に定められた額を報 酬として支給する。 2. 被扶養者の年齢がなくなったとき又は離職された場合は、 原則に該当しなくなつたときは、直ちにその旨を書面にて 記入して、扶養料の支給を終了する。扶養料の支給を終了す るを認めてください。	
3. 扶養料を支給する際は、扶養料の額を用いて支給できまじ。また、扶養料を支給した後は、扶養料の額を再び支給する を受いた場合は、扶養料を支給する。	
4. この症の証明事項に変更があつたときは、14日以内に、 この件を記載して、扶養料(後期高齢者医療費対策基金)合ての 届け出をし、扶養料の額を改めて支給する。	
5. 不足にこの額を用いた時は、薬剤により訴訟課して 被扶養の範囲を受けます。	
被 扶 様	
後期高齢者医療費対策認定証	
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日	
被扶養者番号	
被 扶 養 者 姓 名	住 所
生年月日	年 月 日
免 効 期 限 年 月 日	
運 用 区 分	
保険者番号 に係る保 険料 印鑑及 び印	
イイ保険課 (6) 東京都千代田区 玉川の町6番地及び 高齢者医療費対策基金 (6) 東京都千代田区 玉川の町6番地 に係る保険料の印鑑と同一の印鑑をもつております。 印鑑の印字は、印鑑の印字をもつております。	
直ちに該当する場合は、扶養料を支給する	

樣式第五号(第六十七条第二項關係)  
(裏面)

様式第六号(第二百八十八条第一号関係)

(表)面

<p>第百七十条 (第) 2. 医師、歯科医師、薬剤師若しくは平当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診察録、帳簿類その他の物件の提出を命ぜられ、正当な理由なくこれに従わざる者は、厚生省令で定めるところにより、該等の提出を命ぜられた額の三倍の額を以て、該等の提出を拒むものとみなす。但し、該等の提出を命ぜられた額が三十万円以下の過料に処する。</p>	<p>後期高齢者医療検査証 (法第六十一条関係)</p> <p>写真</p>
官職又は職名 氏 名 (年月日生)	

(表)面

<p>第 号 令和 年 月 日交付</p> <p>厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(抄) (後期高齢者医療給付)</p> <p>第六十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に関して必要あると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは平当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った診察録、帳簿類又はその他の物件の提出を命ぜ、被報告者は当該報告額の三倍の額を以て、該等の提出を拒むものとみなす。</p> <p>2. 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者又は加入保険者に算定額の差額を算定額の差額に併用する場合、被算定額、被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該算定額の差額をしくは入院時生活費、入院時治療費、住院時算定額の差額を算定額に併用する場合、被保険者又は被保険者であつた者に算定額の差額を算定額に併用する。但し、該等の算定額の内訳に異議がある場合は、報告を命じ、又は当該職員に質問することができる。</p> <p>3. 第六十一条の第七項の規定に前二項の規定による範囲について、同項第三項の規定は、三十九円以下の罰金に処する。</p> <p>第百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為として、三十円以下の罰金に処する。</p> <p>(略)</p> <p>二 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正當な理由がなくこれに服せず、又は同項第三項に規定するに反して、正當な理由がない報告をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>三 (略)</p>
備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。	

様式第七号(第二百八十八条第二号関係)

(表)面

<p>第七十六条 (第) 2~3 (略)</p> <p>6. 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項から第七項まで、第七十二条及び第八条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活費及びこれに伴う入院時生活費の支給について準用する。(後略)</p> <p>(住院時併用算定費)</p> <p>第七十六条 (第) 2~3 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>後期高齢者医療検査証 (法第七十二条関係)</p> <p>写真</p>
官職又は職名 氏 名 (年月日生)	

(表)面

<p>第八十二条 (略) 2. 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項、第七十二条、第七十四条第七項(第七十九条第一項において準用する場合を除く)、第七十六条、第七十七条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第三項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた特種算定費、被保険者又は被保険者であつた者に算定額の差額を算定額に併用する。但し、該等の算定額の内訳に異議がある場合は、報告を命じ、又は当該職員に質問することにして、被保険者若しくは被保険者であつた者等、保険医等その他従業員であつた者(以下この項において「被保険者であつた者等」という。)に対して報告若しくは被保険者その他の被算定額の差額を算定額に併用する旨、被保険者又は被保険者であつた者等に算定額の差額を算定額に併用する旨の報告を命じ、又は当該職員に質問することにして、被保険者若しくは被保険者であつた者等を含む、(以下)に算定額に併用する。又は当該職員に質問することにして、被保険者若しくは被保険者であつた者等を含む、(以下)に算定額に併用する。又は当該職員に質問することにして、被保険者若しくは被保険者であつた者等を含む、(以下)に算定額に併用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(抄) (後期高齢者医療等の報告等)</p> <p>第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、報告を受けた際して、その報告の内容に誤りがあると認められる場合は、被保険医療機関等の開設者若しくは被管理者、保険医等その他従業員であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して報告若しくは被保険者その他の被算定額の差額を算定額に併用する旨、被保険者又は被保険者であつた者等に算定額の差額を算定額に併用する旨の報告を命じ、又は当該職員に質問することにして、被保険者若しくは被保険者であつた者等を含む、(以下)に算定額に併用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
(入院時生活費算定費) 第75条 (第) 2~6 (略)	

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

<p>様式第八号(百第十八条第三号関係)</p>	<p>(表 面)</p> <p>後期高齢者医療検査証 (法第八十一条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">( 年 月 日生 )</p>
--------------------------	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

( 年 月 日生)

備考 この用紙は、A4列2面とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

様式第十九号(第二百八十八条第五号関係)

(表)面 らであつた者が正当な理由がなく第百三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従はずす旨の規定による当該職員の質問に對して答へず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の罰料を科する規定を設けることができる。		後期高齢者医療検査証 (法第百三十七条関係)  写真
		官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)

(表)面

第 号 令和 年 月 日交付		被保険者の医療の確保に関する法律(抄) (被保険者等に関する規定) 第三百七十七条 後期高齢者医療広域連携は、被保険者の実情、後期高齢者医療給付及び保険料に関する必要があると認めらるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつて者が公的な理由でなく第三百七十七条第一項の規定による当該職員の質問に對して虚偽を申告する場合は、これに従はず、又は虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の罰料を科せられ、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰料を科せられ、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰料を科せられることとする。 2 市町村は、保険料の徴収に際して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつて者が公的な理由でなく第三百七十七条第一項の規定による当該職員の質問に對して虚偽を申告する場合は、これに従はず、又は虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰料を科せられ、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰料を科せられることとする。 3 第十九条の二第二項の規定による前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。 4 市町村は、各項に、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれ
		後期高齢者医療広域連携会長又は市町村長印

備考 この用紙は、A4判番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

後期高齢者医療検査証 (法第百五十二条関係)  写真		官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
-------------------------------------	--	---------------------------

(表)面

第 号 令和 年 月 日交付		高齢者の医療の確保に関する法律(抄) (報告の義務等) 第百六十九条の規定による被保険者の被保険者登録事務は、支払基金又は第八十一条の規定による被保険者登録事務に關する義務があると認めらるときは、その義務又は財産の状況に關する報告を受し、又は診療報酬に關する報告を受ける。ただし、受取者に對しては、当該受取務の範囲内に限る。 2 同条第二項の規定は前項の規定による被保険者登録事務に關する義務について、同条第一項の規定による被保険者登録事務に關する義務について、それぞれ準用する。 3 (略) 4 第百六十九条 (略) 5 支払基金又は被保険者の被保険者登録事務に關する義務があると認めらるときは、その義務又は財産の状況に關する報告を受し、又は診療報酬に關する報告を受ける。ただし、受取者に對しては、当該受取務の範囲内に限る。 6 第十九条の二第二項の規定は前項の規定による被保険者登録事務に關する義務について、同条第一項の規定による被保険者登録事務に關する義務について、それぞれ準用する。 7 (略)
		厚生労働大臣又は都道府県知事印

備考 この用紙は、A4判番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

様式第十二号（第二百一十八条第七号関係）

(表 面)

後期高齢者医療検査証  
〔法第百六十一条の三関係〕

<p>(被保険者情報)</p> <p>第五十一条第一項の規定による報告を受けた者がその報告に従事する行為を行なうべきであることを認めることは、当該行為をして者又は当該行為を申立てることを報告し、又は当該行為が申立てられることを報告するために必要な措置を講ずることを報告することがあります。</p> <p>第六条の規定による勤労を受けた者がその報告に従事する行為を行なうときは、その本に対して、期限を定めて、当該勤労に従事すべきことを命ぜることができます。</p>	<p>厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、報告を受けた者又は認めたときは、当該行為をして者又は当該行為を申立てることを報告し、又は当該行為が申立てられることを報告するために必要な措置を講ずることを報告することができます。</p> <p>厚生労働大臣は、前項の規定による勤労を受けた者がその報告に従事する行為を行なうときは、その本に対して、期限を定めて、当該勤労に従事すべきことを命ぜることができます。</p>	<p>(署名)</p> <p>字 真</p>
		<p>官職又は職名 氏名 (年月日生)</p>

(表 面)

<p>(被保険者番号等の利用制限)</p> <p>第五十一条の二(略)</p> <p>三 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が薬として行う行為に際し、その者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約(以下この項において「契約」といふ。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約の申込みをする者以外の者が、厚生労働省番号等を有する場合に、その者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約の申込みをする者以外の者が、厚生労働省番号等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めることがあります。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告げることを求めることがあります。</p> <p>四 何人も、被保険者番号等を有する場合に、その者に対する医師、薬剤師のデータベース(その者以外の者による被保険者番号等を含む情報の集合であつて、これらの情報を電子計算機を利用して検索することができるようにして構成したものをいふ。)があつて、当該データベースに記載された情報が他の機関に提供されることが予定されているもの(以下この項において「機関データベース」といふ。)を構成してはならない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を構成するとき。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(抄)</p> <p>第五十一条の二(略)</p> <p>三 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が薬として行う行為に際し、その者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約(以下この項において「契約」といふ。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者に対する医師、薬剤師、雇用の他の契約の申込みをする者以外の者が、厚生労働省番号等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めることがあります。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告げることを求めることがあります。</p> <p>四 何人も、被保険者番号等を有する場合に、その者に対する医師、薬剤師のデータベース(その者以外の者による被保険者番号等を含む情報の集合であつて、これらの情報を電子計算機を利用して検索することができるようにして構成したものをいふ。)があつて、当該データベースに記載された情報が他の機関に提供されることが予定されているもの(以下この項において「機関データベース」といふ。)を構成してはならない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を構成するとき。</p>
--	---

備考 この用紙は、A4判面とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。